

京都市会の基本理念・在り方等について

京都市会の基本理念・在り方等について、公明党京都市会議員団の提案及び寺田委員の発言並びにこれらに関連する第4回（平成23年8月17日開会）から第7回（同年11月17日開会）までの本委員会における各委員の主な発言の要旨を事務局で取りまとめたものです。

公明＝公明党京都市会議員団

第1 基本理念

1 地方分権と地方自治（基本原則）

- 地方分権時代にふさわしい地方自治の確立を目指す。（公明）
- 京都市会は、長年にわたる自治の伝統を引き継ぐまち・京都において、地方自治の本旨に基づく京都ならではの地方自治を実現する。（寺田委員）

【平山委員】

- ・ 地方分権について、財源の自主性や道州制などの様々な議論が行われているところであるが、地方分権時代にふさわしい地方自治の確立とは、地域のことは地域で進める、住民の意見が十分に反映される、住民がしっかり参加できる議会であるべきと考える。
- ・ 議会基本条例の中で、議員や議会の使命を定義付けて、市民と共に歩む議会というスタンスを明確にしていくことが大事である。

【寺田委員】

- ・ 明治以降の京都の自治の歴史については、明治22年の市制施行より遡り、まず、京都府は、古くからあった上京、下京を明治元年に上大組、下大組と改称し、明治2年には上京33番組、下京32番組とし、これらが新たな行政基盤となった。その後、明治12年に、京都府に上京区、下京区が編成された（注 市制施行は、明治22年。市制特例が廃止され、市役所が開庁したのは、明治31年である）。
- ・ 議会は、市長と共に、「地方自治の本旨」の実現を目指さなければならないが、本市の場合、京都特有の自治の歴史を踏まえたものでなければならない。

【井坂委員】

- ・ 議会の基本理念を考えるに当たっては、日本国憲法と地方自治法の理念をどう生かすのかということが前提となる。
- ・ 地方政治の基本は、住民自治に尽きると考える。
- ・ 「市民と共に歩む議会」、「住民の意見の反映」、「住民参加」という点では、公明案と意見は一致する。

2 市民と議会との関係

- 「開かれた市会」の更なる実現のため、市民と議会との双方向の関係を構築する。

(公明)

- 京都市会は、常に市民と一体となり、広く市政に関する情報を市民と共有するとともに、市民の議会活動への参画の機会の充実を図る。(寺田委員)

【平山委員】

- ・ 情報の公開や市民とのキャッチボール等も含めて、市民に選ばれた議員として、また、市民の側に立った議会として、しっかりと仕事ができる議会を構築していかなければならないと考える。

【寺田委員】

- ・ 議会を構成する議員は、市民により直接選挙されるが、このことは、市長についても同じである。しかし、議員・議会が市長と異なるのは、議員は（3箇月以上）市民でなければ被選挙権がないが、市長は市民でなくてもよいということのほか、市長が独任制であるのに対し、議会が合議体であるということである。それ故に、市民と議会との関係は、市民と市長との関係以上に、多くの市民の考えを調整して集約を図ることができる。その意味から、「議会と市民との一体性」が前提にあるというべきである。
- ・ 更に加えて、「市民との一体性」から、市民との情報共有と市民の議会活動への参画の機会の充実も図っていく。

【隠塚副委員長】

- ・ 直接民主主義に近付けていく意味から、市民に見える議会になっていかなければならない。

3 議会の権能と役割

- 二元代表制の一翼を担う「議事機関」としての権能・機能を最大限に発揮し、その役割を果たす。(公明)

- 京都市会は、多様な市民の意見等を的確に反映・集約し、様々な利害を調整し、活発な審議・討議を行い、京都市としての団体意思を決定する。(寺田委員)

【平山委員】

- ・ 議会の権能と役割を明確にしていく必要がある。

【井坂委員】

- ・ 合議制機関として、議員相互間で議論していく中で政策を練り上げる。その経過とプロセスを重視し、市民に見えるようにする。

【隠塚副委員長】

- ・ 各議員、各会派の活動が重要であるが、執行機関との関係で、議会としてどのような結論を出して、どのような対応をしていくのかということが、市民に見えるようにする。

【湯浅委員】

- ・ 会派としてのスタンス等との関係で難しい部分もあるが、二元代表制の一翼を担う議会として見える形を表していく必要がある。

【村山委員】

- ・ 議会としての権限を強化する必要がある。例えば、議会としての調査権をしっかりと行使できるように発展的に明記するべきである。

4 市長等の執行機関と議会との関係

京都市会は、二元代表制の下、市長等とは適切な緊張関係を保持し、市長等に対する監視機能を十分に発揮するとともに、積極的に研修及び調査研究に努め、時宜に応じて政策立案及び政策提案を行う。(寺田委員)

【井坂委員】

- ・ 執行機関からの提案に対する議論及び議員や議会からの政策提案をしっかりと行うことによって、改めて、執行機関との緊張関係を構築する。
- ・ 議案が出された理由、議論の内容や論拠など、結論に至るまでの経過とプロセスを市民に見えるようにする。
- ・ 執行機関が議員の質問の趣旨を確認することは必要であるが、反問権の在り方については、執行機関側との情報量の格差などの課題も踏まえて、きちんと定義付ける必要がある。

【山本ひろふみ委員】

- ・ 閉会中に常任委員会を開催しているのは、これまでの議会改革の成果の一つである。公開の場で理事者との議論や理事者からの報告の機会を確保できることにつながっている。

【曾我副委員長】

- ・ 議会は、調査権・議決権を踏まえて、執行機関に対してしっかり監視機能を果たす責任がある。

【村山委員】

- ・ 議会として最も求められていることは、チェック機能を果たしていくことである。そのために議会権限の強化をいかにして果たしていくかということは外せない。

5 議会及び議員としての使命

市民の福祉の増進と京都市の発展に取り組むことをその使命とする。(公明)

第2 基本方針(公明)

1 市会の権能と役割の明確化

- ・ 本会議、委員会などの会議体の在り方
- ・ 政務調査活動の範囲の明確化とその在り方 など

【平山委員】

- ・ これまで京都市会は、地方自治法や過去の慣例・経験則に基づいて適切に運営されてきたところであるが、改めて、議会の権能や役割を明確にしていく必要がある。
- ・ 議会は、議会の権能を最大限に生かして、その役割を果たしていくためには、どのような会議体であるべきか。例えば、回数、時間帯、討議の在り方などを定めていく必要がある。
- ・ 政務調査費活動について、市民からも様々な課題が提起されているところであるが、議会がその役割を果たすために、政務調査活動についても、その在り方を定めていく必要がある。

2 市民への情報発信の強化

- ・ 情報公開、広報、議会報告会、出前議会

【平山委員】

- ・ 京都市会は、これまでも「開かれた市会」の実現のため、様々な取組を進めてきたところであるが、改めて、情報公開や広報について、どうしていくのかを定める必要がある。
- ・ 議会報告会や出前議会をどのように取り組むのかという方針を定めていく必要がある。

3 市民の声の反映

- ・ 広聴機能の強化、市民モニター制度、市民協働

【平山委員】

- ・ これまでも、それぞれの個別の議員や会派において、十分に市民の声を聴いて議会での審議に反映させてきたところであるが、議会としての在り方として改めて定義していく。
- ・ 定期的に市民の声を聴く機会や、市民モニター制度の導入などの検討を行う。

4 議会運営機能の強化

- ・ 予算・決算へのかかわり方と審議の在り方
- ・ 会議における発言順と議員間討議

【平山委員】

- ・ 議会においては、予算・決算や条例案の審査をはじめとして、膨大な量の議案の審議を行っているが、限られた一定の期間内に結論を出さなければならない。議会として、チェック機能や政策提案機能等を発揮するため、その審議の在り方を検証する必要がある。
- ・ 審議をより活性化させるため、発言順を変更することや議員間討議を行うことを検討していく。

5 多くの知恵を集め、生かす取組の推進

- ・ 専門的知見の活用、参考人制度の更なる運用

【平山委員】

- ・ 議会は、多くの市民の声を反映させるとともに、専門的知見を活用することや、必要であれば参考人制度を柔軟に運用できる仕組みを構築する。

6 政策提言・政策立案機能の強化

- ・ 政策条例の提案

【平山委員】

- ・ 市民の側に立って、より積極的に政策提言・政策立案に取り組む。必要であれば、条例として提案する。
- ・ そのためのスキームを明確にしていく。

7 議員の位置付け

- ・ 市会の「基本理念」を明らかにしたうえでの定数、議員報酬、政務調査費制度等の在り方
- ・ 議会コンプライアンス

【平山委員】

- ・ 議員定数、議員報酬、政務調査費制度等の在り方について定義付けていくべきであるが、議会としての基本理念や基本方針を明確にしたうえでの議論が必要である。
- ・ ここ10年来、コンプライアンス（法令遵守）は、民間企業でも市役所等の自治体でも社会的な要請となっており、しっかりと取り組まれているところである。議会においても、改めて、コンプライアンスの取組を見つめ直す。

8 市会活動の評価

- ・ 内部評価と外部評価

【平山委員】

- ・ 議会の活動を議会として総括し、市民に対して公表する。
- ・ 議会の活動が、京都市会の基本理念にかなったものになっているかを外部の有識者等に評価していただく。
- ・ 議会としてもPDCAサイクルを回していくことが重要である。

9 議会基本条例作成過程における市民協働の取組

【平山委員】

- ・ 議会基本条例を制定する過程においては、市民や専門家の意見も採り入れながら、オープンな議論を通じて検討を進めていく。

【吉田委員】

- ・ 市会改革推進委員会として公開の場での市民との意見交換会などを行い、委員会に市民

意見を反映させて議論を積み重ねるというプロセスを何度か繰り返して進めるべきである。

○ 議会基本条例の制定について

【寺田委員】

- ・ 議会改革の中身が充実することが重要である。議会基本条例先にありきではなく、条例を作っていく過程で、改革できるところは改革していく議論も必要である。
- ・ 京都の議会にふさわしい、また、市民の皆さんと共に議論していく中での、京都のまちに合った議会改革を進めていくことが重要である。

【井坂委員】

- ・ 議会基本条例先にありきではなく、議会としての在り方や議会改革の内容を議論していき、その結論として条例化という方向で進めるべきである。
- ・ 京都は京都で独自のスタンスで考えていけばよい。

【山本ひろふみ委員】

- ・ 議会基本条例は作るべきであり、作って終わりではなく、その理念に沿った改革を進めるための条例にするべきである。
- ・ 市会改革推進委員会を常設するといった条文を設けるなど、継続的に議会改革を進めることを盛り込んだ内容の条例にすべきである。

【平山委員】

- ・ 議会基本条例を作るという前提で議論を進めるべきである。
- ・ 議会改革の今後の道筋を付けるうえでも、合議機関である議会が一定の方向性を持って改革の意思をしっかりと示す意味からも、議会基本条例を制定することは必要である。

【村山委員】

- ・ 議会を一步ずつ前に進めていこうという点では全員一致していると思う。検討すべき項目は多いので、一つずつ検討項目を処理して、合意できるところから改革を進めていった方が議論が進めやすいのではないか。

【清水委員】

- ・ 京都は大学も多く、専門的知見の活用も他都市に比べると容易と思えるので、そういった意見も取り入れながら、京都独自のより良い条例を作っていけるとよい。